

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附 則 （地域手当に関する特例措置） 11 行政職給料表の適用を受ける職員に対する平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。	附 則

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。